

退職手当共済新システムへの移行について

共済部 退職共済課 石川 千寛

退職手当共済制度の各種手続きにあたり、「退職手当共済電子届出システム」をご利用いただいているところですが、令和7年1月より新システムに移行することとなりました。新システムでは、すべての手続きをオンラインで申請することが可能となるなど、現在のシステムを全面刷新します。今回は新システムの特長や現行システムからの変更点についてご紹介します。



新システムの特長

はじめに新システムの特長を6つご紹介します。

1つ目は、各手続きの全面オンライン化です。これまでオンラインで申請できたのは、届出書の一部（掛金届や加入届）でしたが、新システムではすべての届出をオンラインで行うことができるようになります。退職手当金請求書に添付いただく本人確認書類など、添付書類についても、システムにアップロードいただくことで、提出

が可能となっています。新システムの画面イメージは図表1のとおりです。

2つ目は、スマートフォンによる退職手当金の請求です。退職者ご自身が、スマートフォンで専用のQRコードを読み取り、必要事項を入力することで、退職手当金請求書の作成・提出ができるようになります。なお、退職者の同意のもと、退職者が所定の委任状に記載いただくことで、共済契約者が請求書を作成・提出することも可能です。

3つ目は、退職手当金の早期受け取りです。新システムでは、入力間違いの防止機能等を設けているため、書類の不備については、入力段階で解消することができ、従来よりも速やかに当機構の審査等の手続きを進めることができます。また、新システムで請求いただく場合、書類の郵送も不要となります。

4つ目は、施設単位での情報登録です。新システムでは法人本部から各施設（担当者）に「代行申請」という機能を用いて、届出書の入力や職員情報の管理を依頼する

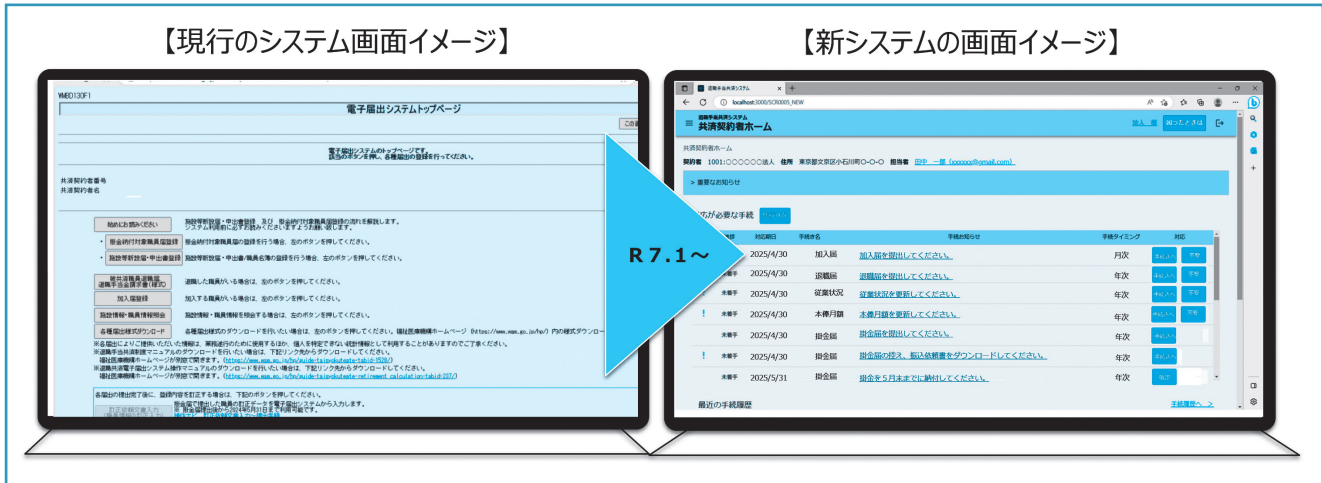
ことができるようになります。代行による届出入力や情報管理の権限は、各施設の加入届や退職届など、メニューごとに付与ができ、かつ施設間で職員の情報が共有されないようになっていきます。代行申請を使用することで、法人・施設間で作業を分担することができ、事務の効率化につながります。

5つ目は、届け出た書類の処理状況の随時の確認です。オンラインで申請いただいた届出書の内容や処理状況をシステム上でいつでもご確認いただけます。システムの履歴から届出内容を確認できるため、紙での届出のように控えを取る必要はありません。とくに、退職手当金の審査・支給状況については、共済契約者、退職者ともにシステムから随時確認することができます。

6つ目は、お知らせの充実です。各種届出の提出時期に合わせ、退職手当共済に関するお知らせがシステムおよびメールで通知されるため、届出忘れの防止につながります。なお、各種手続きの入力の際は、入力項目の説明や支援機能も充実させたいため、初めて手続きする方にも簡単にご利用



図表 1 新システムの画面イメージ



続いて新システム移行後の手続きの流れについて、ご説明します。これまで福祉医療機構や業務委託先（社会福祉協議会や共済会等）に郵送いただいていた書類について、新システム稼働後は、オンラインで直

現行システムからの変更点について

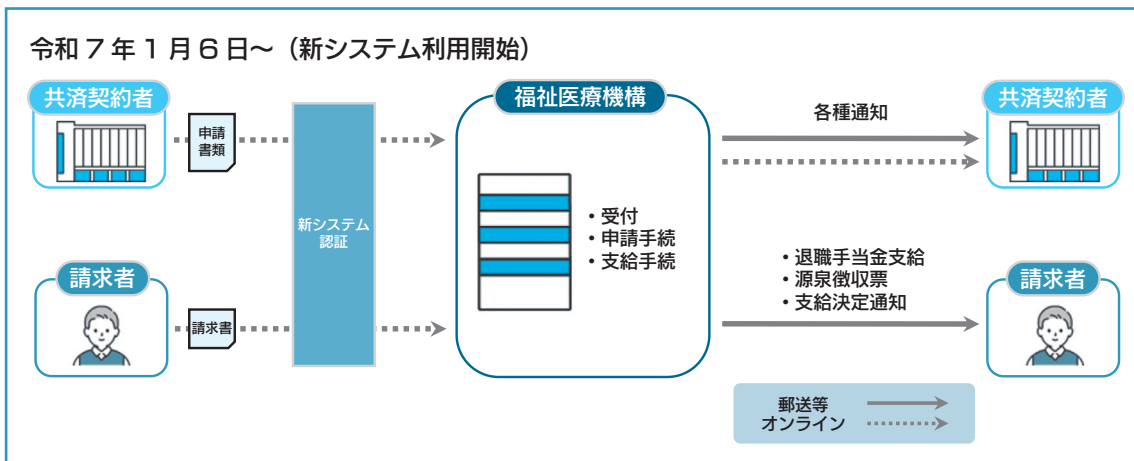
また、職員の勤務状況や本俸月額についても、随時更新が可能となっています。これらの情報は退職届や掛金納付対象職員届を提出する際に必要な情報となりますので、常に最新の情報に更新いただくことで、届出の際の事務負担を軽減することができます。

その他の便利な機能について

新システムでは、退職届の提出予約機能を設けています。こちらは、退職日が到来する前に、退職届を作成し、到来したら機構に提出するよう事前に予約ができる機能です。退職手当金の請求や加入期間の合算の手続きについても、同様の機能を設けていますので、退職前に一連の手続きを準備することが可能となっています。

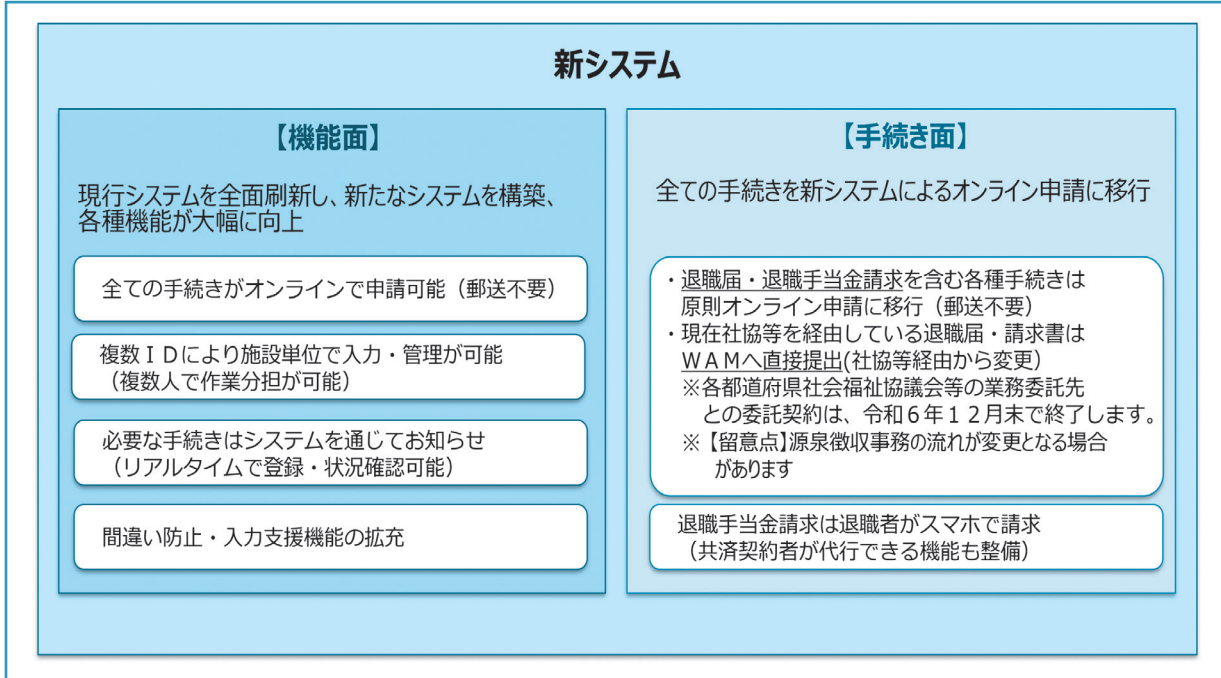
以上が新システムの主な特長の紹介となりますが、現行システムから機能面が大きく変わりますので、ご注意ください。

図表 2 新システム利用開始後の手続きの流れ



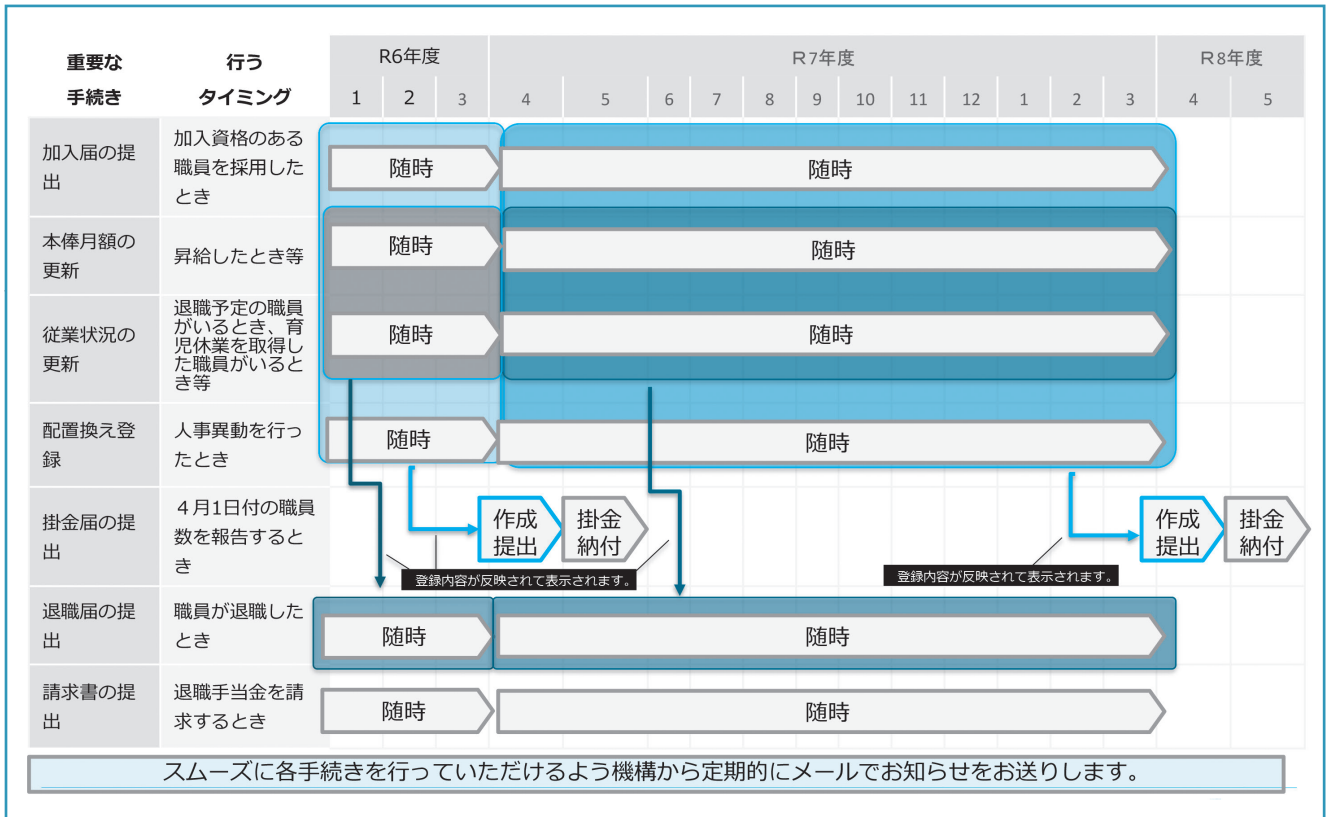
接機構に届出いただくこととなります。令和7年1月以降のお手続きの流れについては、図表2の通りです。退職関係書類については、共有契約者が退職届を作成し、退

図表3 新システムの変更点



職者が請求もしくは合算申出利用の手続きをシステム上で行う方法に変更となります。新システム移行に伴

図表4 令和7年1月以降の重要な手続きと実施時期



い、これまで退職関係書類の一部事務を委託していた各都道府県の社会福祉協議会等の業務委託先とは令和6年12月末で委託契約を終了するため、令和7年1月以降は社会福祉協議会等の業務委託先に書類を提出しないようご注意ください。

図表3は新システムの変更点を機能面、手続き面から整理したものです。

なお、退職手当金を複数箇所から受け取る場合は、退職届を提出いただくときに、退職手当金の支給の順番をシステム上でご選択いただけます。退職手当金の最終支払者が源泉徴収事務を行うため、選択いただく順番によって源泉徴収事務の流れが異なりますので、ご注意ください。支給の順番については、他の退職金制度の支払時期や事務手続きなどをご確認のうえ、ご選択ください（**図表3**）。

▼ 重要な手続きと実施時期について

令和7年1月以降の重要な手続きと実施時期についてまとめたものが**図表4**です。**図表**中の「行うタイミング」で、システムから手続きを行ってください。なお、本俸月額や従業員状況などの職員情報は、他の届出を行う際に、登録内容が自動で反映されるため、常に最新の情報に更新いただくことで、スムーズな届出が可能となります。新システムでは、各種届出の提出時期にあわせ、退職手当共済に関するお知らせをお

送りしますが、職員情報の更新手続き等についても、定期的にお知らせする予定です。

▼ 今後のスケジュールについて

令和6年11月末よりシステムの移行作業のため、現行の電子届出システムの利用を順次停止していきます。施設等新設届・申出書登録については、令和6年11月27日17:00まで、それ以外の機能については、令和6年12月11日17:00まで利用することができますが、それ以降は電子届出システムが停止しますので、システムを利用した届出の作成・提出はできません。共済契約者のみなさまにはご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力のほどお願いいたします。

なお、新システムでご利用いただくID・パスワードや、各種案内などについては、令和6年12月初旬にお送りする予定です。

▼ HRホームページ

機構HPでは、新システムに関する情報をまとめた「退職手当共済新システムのご案内」ページを掲載しています（**図表5**）。システムの操作説明動画も公開していますので、利用開始前にイメージをつかんでいただくものとして、ご活用ください。

(QRコード案内)



図表5 退職手当共済新システムのご案内（機構HP）

新システムの概要

新システムの主な特長6つを紹介します。

1. オンラインで全ての手続きができます

これまでオンラインで申請できたのは、届出書の一部(掛金届や加入届)でしたが、新システムでは全ての届出をオンラインで行うことができるようになります。



2. スマートフォンで退職手当金の請求ができます

退職者ご自身が、スマートフォンに必要事項を入力することで、退職手当金請求書の作成・提出ができるようになります。

専用の二次元コードを読み取り...

情報を確認・入力するだけ!



▼ おわりに

令和7年1月に移行予定の新システムについて、紹介しました。昨今、官民を問わず、多くの手続きがオンライン化するなか、退職手当共済制度についても、すべての手続きがオンライン化します。スムーズな退職手当金の支給により、共済契約者、加入者のみなさまの一助となれば幸いです。新システム稼働の際はご活用いただきますようお願いいたします。



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版權者（独立行政法人福祉医療機構）ならびに著作権者の許可を得ない複製（コピー）、再配布を、固くお断わりいたします。